

福岡県農林水産部情報共有システム（ASP方式）利用に関する実施要領

第1条（総則）

本要領は、福岡県農林水産部が発注する建設工事及び工事に係る測量、設計、調査等業務（以下、「業務」という。）において、受発注者間で施工、業務に係る情報を電子的に交換・共有するASP方式の情報共有システム（以下、「システム」という。）を利用することに関し必要な事項を定めたものである。システム利用にあたっては本要領によることとし、記載のないものについては、国が定める「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」を準用するものとする。

※「ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式」とは、情報共有システム提供者が情報共有システムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。

第2条（定義）

システムとは、受発注者間での書類・協議事項の共有やスケジュール調整、および発注者における書類の電子管理、電子決裁等の機能を備えたものとする。

第3条（実施対象）

福岡県農林水産部が発注する全ての建設工事及び工事に係る業務を対象とする。ただし、福岡県が運用している電子納品／情報共有システムを利用する場合や、工事契約後に受発注者間で協議し、システムを利用することが適当でないと判断される場合は、適用対象外とすることができる。

第4条（システム）

（1）利用可能なシステム

国土交通省がホームページで公表している「情報共有システム提供者機能要件（工事・業務Rev. 〇. 〇^{（注）}）対応状況一覧表」に記載があるシステム提供者が提供するシステムとする。

（注）工事・業務Rev. 〇. 〇は、「電子納品事前協議チェックシート」の実施日時点での最新版とする。

※国土交通省 電子納品に関する要領・基準

https://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

（2）契約

システム提供者との契約は、受注者が行うものとする。

（3）費用負担

システムの利用料金は、共通仮設費率、間接測量費、間接原価、業務管理費、間接調査費を含む。

第5条（工事帳票及び業務帳票）

システムで処理を行う工事帳票及び業務帳票における電子印については、紙への押印と同等の取扱いとする。

第6条（データの提出）

受注者は、システム上で共有した書類を電子媒体（CD-R等）により監督員へ提出する。提出部数は2部（正・副）とする。

第7条（完成検査）

（1）現場検査

従来通りの方法での検査とする。

（2）書類検査

原則、電子成果品については電子検査、紙成果品については紙検査とする。

（既済部分検査、出来形検査及び中間検査も同様とする。）

（3）検査の準備

- ・検査に用いるパソコン等の機器は、原則として発注者が準備する。ただし、年度末等、発注者が準備することができない場合は、受注者が準備する。
- ・検査時間短縮のため、あらかじめデータを電子媒体（CD-R等）から検査に用いるパソコンのハードディスクに読み込んでおくこと。

（4）工事成績評定での取り扱い

本要領に基づきシステムを活用した場合、係長が成績評定を行う工事成績評定の「5 創意工夫」の項目の内、【新技術活用】において、『活用の効果が相当程度確認できた』ものとして2点加点する。なお、実施できない場合でも減点を行わない。

（5）委託業務成績評定での取り扱い

業務における加点は行わない。

第8条（情報管理）

受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。

（1）ID・パスワードの管理徹底

（2）ウィルス対策の徹底

（3）機密情報の管理徹底

（4）データの管理徹底（定期的なバックアップなど）

（5）その他情報セキュリティに関する基準，法令等の順守

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。